

“KANAGAWA” 福祉タイムズ

2004 5 No.630

発行日 2004年（平成16年）5月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>
編集発行人 平本邦夫
定 価 100円（税・郵送料込）
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「子どもの笑顔に支えられ」新任保育士激励会に参加した保育士の石川智美さん（左）と栄養士の佐藤優子さん（右）は、4月から新日本保育園（川崎市）に勤めている。乳幼児期を含めた成長をみていきたいと幼稚園教諭から転進した石川さんは、「笑いかけてくれたり抱きついてきてくれると信頼を感じとても嬉しい。焦らずにゆったり接していきたい」。実習経験から保育園に勤めたという新卒の佐藤さんは、「食の把握は大変ですが、『美味しかった』の一言でまた頑張ろうと思う」と話す。（写真・文 菊地信夫）

あんぐる

日本の言葉の中には、同じ発音の言葉でも前後の話の内容で、まるっきり違った感じを受けることがあります。「好い加減」と「いいかげん」。文字で違いを書いても、どちらがどう違うのか分かりません。会話をしている時の言葉の発音が微妙に違うだけでなく、言葉には二つの意味合いがあります。

この「好い加減」を広辞苑で調べてみたところ、前者の意味合いでは、「適当に、よい程あいにく、ほどほどに」と言う解説があり、後者では、「深く考えず無責任なこと、条理を尽くさないこと、徹底しないこと」と記してありました。

本年は、民生委員児童委員の改選期にあたります。新しく任命された委員たちは、必ず一度はいろいろな難問を抱えてスランプに陥ります。私はアドバイザーとして、焦らず、優しく自信を持って「好い加減」に活動するようお話しします。

最近この言葉が、難問を抱えて悩んでいる委員の癒しの言葉になっているようで、「好い加減」の活動が行われているように感じます。「好い加減」の意味を間違えないようににして、よい程あいにくいたいものです。

県民生委員児童委員協議会

広報委員長 鈴木立也

目次……………CONTENTS

- 「ひらく地域福祉の新時代」のさらなる推進へ……………2・3
- 障害者の在宅就業に関する研究報告公表される……………4
- 県「第三者評価あり方検討会」の報告まとまる……………5
- 県内六割の施設が積極的に中高年を採用……………6
- 長寿社会開発センターいきいきはつらつ……………7
- 連載・つながりをもとめて(2)……………10・11

「ひらく 地域福祉の新時代」のさらなる推進へ

～新 県社協活動推進計画の一部改訂～

本会の事業指針である「新 神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」は平成13年度から17年度までの5力年を計画期間として策定されていますが、計画期間の中間年度にあたり、本会活動推進委員会（委員長：大山博法政大学教授）での検討を経て、計画の一部が改訂されました。今回はその概要を紹介いたします。

改訂の背景

現計画は、十二年六月に施行された「社会福祉法」における、個人の尊厳と自立の尊重を基本とした社会福祉の理念にそって、地域住民の主体的な参加と公私協働により、一人ひとりの生活を支える仕組みをつくる「地域福祉の推進」を基本理念に策定されました。

改訂にあたっては、策定後三年間における社会福祉をめぐる動向の様々な変化や、これまでに実施してきた各事業の成果及び本会の機構改革などを踏まえ、現行事業や今後の取り組み課題を整理しました。そして、今後二年間の計画年度内での取り組みを一層明確にしていくことを目指しました。

改訂の要点

今回の改訂ではこれらの背景を踏まえたうえで、次に挙げる六点を改訂の主な柱としました。

①「第十回全国ボランティアフェスティバルかながわ」の成果を受けた事業の推進

平成十三年九月に開催されたフェスティバルは、延べ十二万人を超える多数の参加者がありましたが、大会の成果を今後の事業に反映させるため、ボランティア・当事者の幅広いネットワーク形成

（表 1）改訂計画事業体系図

多様な活動主体の参加促進

- ボランティア・当事者など市民参加の促進
 - 1 セルフヘルプ活動の促進
 - 2 専門相談の充実と新たなプログラム開発
 - 3 福祉意識の醸成と福祉教育の推進
 - 4 情報提供・ネットワーク化の促進と活動の環境整備
- 障害者の社会参加の促進
 - 5 障害者の自立と社会参加の促進
- 高齢者の生きがいづくりの促進
 - 6 高齢者の生きがい・健康づくり・仲間づくりの支援
- 福祉団体の地域における主体的な活動の促進
 - 7 民生委員児童委員活動への支援
 - 8 保護司活動への支援
 - 9 福祉関連団体との協働促進

市町村を基盤とする地域福祉の総合的な展開

- 市町村社協の地域福祉の総合的な展開
 - 10 市町村社協の地域福祉の総合的な展開支援
 - 11 日常生活圏域活動の促進
 - 12 市町村社協の運営基盤と事業充実に向けた支援

権利擁護事業の推進と生活の自立支援

- 権利侵害への対応と福祉サービスの利用援助の充実
 - 13 権利侵害の防止と福祉サービスの利用援助の充実
 - 14 福祉サービス苦情解決の充実とサービスの質の向上
- 自立した生活を支える仕組みづくり
 - 15 多様な情報手段の活用
 - 16 生活の自立支援に向けた取り組み
 - 17 経済的自立の支援

福祉サービスの質の確保・向上

- 福祉人材の確保・育成
 - 18 福祉人材（専門職等）の確保
 - 19 育成研修の充実
 - 20 研修研究活動の支援及び福祉図書等の提供
- 福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの促進
 - 21 サービスの評価活動等の促進
 - 22 施設運営の充実
- 経営基盤の強化
 - 23 施設整備の促進
 - 24 社会福祉法人等の経営の支援

を生かし、セルフヘルプ活動支援の一層の充実やNPOとの連携等、市民活動の促進を図ります。

② ともじび運動の理念に基づく事業の推進

十四年度の財かながわともじび財団と本会との組織一体化に伴い、ともじび運動の理念「すべての人が共に生きる仲間としてお互いに理解し、人権を尊重し合い、手を携えて歩むことができる」とともに生きる『社会づくり』に基づいた、福祉のこころや人権の尊重、ボランティア活動の活性化、障害者の社会参加促進、地域における子ども

もの健全育成等の各種事業を本会事業として明確に位置づけ、一層の事業の推進を図ります。

③ 明るい長寿社会づくりに向けた各種事業への取り組み

（財）かながわともじび財団との組織一体化と併せ、十四年度より設置された「かながわ長寿社会開発センター」において、シニア層の健康・生きがいづくりの支援、活力ある長寿社会の実現を目指し、各種事業の展開を図ります。

④ 市町村社協への一層の支援

本会では県内市町村社協共通の指針である「改定地域福祉プラン

21」に基づき、市町村社協に向け様々な支援を行ってきましたが、これまでの事業の取り組みと併せ、社会福祉法成立以降の社会福祉の急激な変化を踏まえつつ、社協の果たす役割や事業の拡大、変化に対応した社協の運営基盤強化に一層積極的に取り組みます。

⑤バリアフリー普及事業の新たな展開

福祉用具・住宅改造の専門機関として、市町村相談窓口担当者等関係者を対象とした事業を、一般県民を対象としたより幅広い事業に拡大し、市町村域でのバリアフリーの一層の普及が図られるよう、関係機関・団体とのネットワーク強化に努めます。

⑥サービス評価活動等の促進に向けた取り組み

福祉サービスの質の向上を目指し、福祉サービスの自己評価活動を促進するとともに、第三者評価機関の設置・運営を行います。

以上を踏まえつつ、計画に定められた重点事業と計画事業体系の一部改訂を行いました(表1・2)。

今後の取り組みに向けて

本年度及び次年度の二カ年は、今回の改訂計画に基づき事業を実施していきますが、十八年度に予定している次期新計画の策定を視

(表2) 新 県社協活動推進計画改訂計画重点事業

(1) 県民参加の促進と課題別ネットワークづくりの促進

- 【セルフヘルプ活動への支援】
 - ・ボランティア・当事者団体(セルフヘルプグループ)自らの運営基盤づくりの支援
- 【福祉意識の醸成】
 - ・福祉のこころや人権を尊重するこころの育成(ともしびポスター・絵本コンテスト)
- 【福祉教育の推進と学習機会の充実】
 - ・小中学校・高校の「総合的学習の時間」に向けた福祉の理解とボランティア体験のプログラム開発
 - ・ボランティアコーディネーター研修の充実
- 【課題に応じたプログラム開発とネットワークづくりの促進】
 - ・思春期サポート、精神保健、災害対応、在住外国人支援、企業社会貢献活動、コミュニティビジネス等
- 【障害者や高齢者の社会参加の促進】
 - ・障害者の日記念の集いの開催
 - ・障害者・高齢者等へのIT普及の推進
 - ・シニア活動交流シンポジウムの開催

(2) 市町村社協活動の基盤強化・充実に向けた支援

- 【市町村社協における地域福祉の総合的な展開に向けた支援】
 - ・ふれあいのまちづくり事業の実施
 - ・地域福祉活動計画の策定・改定、及び進行管理への支援
- 【日常生活圏域を基盤とする生活支援体制の推進】
 - ・日常生活圏域活動実践交流集会の開催
 - ・日常生活圏域活動基盤の整備
 - ・課題別(子育て・外国籍住民等)の生活支援
- 【市町村社協の運営基盤及び事業の充実に向けた支援】
 - ・社協組織運営強化に向けた検討
 - ・市町村社協役員研修の充実
 - ・市町村社協経営指導の充実
 - ・広域的な社協運営課題の支援
- 【本会会員・団体等の防災活動の組織化と災害時救援体制の整備】
 - ・施設・各種団体毎の防災体制づくりの支援
 - ・市町村社協災害時ネットワークの整備支援
 - ・全社協・関東ブロック都道府県社協との災害時ネットワーク推進

(3) 権利擁護事業の推進

- 【権利擁護相談事業】
 - ・弁護士等の専門家を配置した相談事業の実施
 - ・権利擁護の理解促進に向けた普及啓発への取り組み
- 【地域福祉権利擁護事業】
 - ・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等の実施(市町村社協に一部委託)
- 【福祉サービスの苦情解決事業】
 - ・相談、助言、調査、あっせんによるサービス利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上
- 【地域福祉権利擁護事業の運営監視事業】
 - ・当該事業への必要な調査・助言等による適正な運営の確保

(4) 福祉人材の確保と育成

- 【人材確保対策の充実】
 - ・福祉人材インターネット職業紹介システム(e-HOT)による紹介事業
 - ・福祉施設等就職相談会の開催
 - ・人事・労務管理者研修の実施
- 【育成研修の充実】
 - ・職場研修の支援に向けた研修の実施
 - ・職場内リーダー養成研修の実施(スーパーバイザー育成研修、職場内研修担当者研修)
 - ・介護支援専門員の質の向上を図る研修の実施(介護支援専門員現任研修)
- 【福祉人材の資質基準づくり等の開発】
 - ・福祉人材の資質の基準づくり
 - ・福祉研修受講履歴管理サポートシステムの研究
- 【福祉用具・住宅改造に関する研修の実施】
 - ・福祉用具適応フロンティアセミナー、福祉用具・住宅改修活用セミナー、介護支援専門員等福祉用具アセスメント研修

(5) 福祉サービス評価活動の促進と社会福祉法人等の経営基盤強化

- 【福祉サービスの自己評価活動の促進】
 - ・事業者による評価活動の促進に向けた相談、情報提供、研修等の支援の実施
- 【福祉サービスの第三者評価】
 - ・「福祉サービス第三者評価機関」の設置、運営
- 【経営相談等の充実】
 - ・分野別専門相談や訪問相談の充実
- 【経営課題に関する調査研究の促進】
 - ・経営者部会における経営課題、研修企画、調査研究等の検討
- 【経営の透明性の確保等への支援】
 - ・会計専門指導事業(自主監査事業)の実施
 - ・経営支援情報の提供

野に入れながら、事業展開を図っていきなさいと考えています。その

ためにも、それぞれの事業の実施段階で得られた成果や課題の整理

と併せて、幅広い県民のニーズの把握に努めていきます。(企画課)

障害者の在宅就業に関する研究報告公表される

在宅就業による障害者の就業機会拡充のための施策のあり方を検討してきた、厚生労働省の「障害者の在宅就業に関する研究会」(※)が、報告書をまとめた。

本研究会では、通勤等の移動の制約や健康上の理由から企業での勤務に耐えられない障害者の多様な働き方の選択肢が広がるよう、企業に雇用されるための支援策と在宅就業支援策を組み合わせることで、在宅就業支援策の拡大や、在宅就業の労働条件と就業環境の向上

に向けた、在宅就業障害者と発注元事業主の双方にとってセーフティネットとなりうる機能の充実などを在宅就業支援の基本的な考え方として示しています。

その上で、障害者の能力に応じた就業機会を確保し、自立を図る上で重要な方策となる可能性が指摘されているIT技術を活用した、今後の障害者の在宅就業支援策の方向性をまとめています。

※<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/04/s0409-5.html>

障害者の在宅就業支援策の方向性

1. 障害者の在宅就業への発注に対する奨励

障害者雇用促進法上、以下の選択肢のような仕組みを設けることが考えられるが、どの方法が適当かは雇用支援策との関係も念頭に置きつつ今後検討する必要。

- (1) 一定額以上の外注を一人分の雇用とみなして発注元事業主の雇用率に算定
- (2) 雇用率未達成企業等が支払うべき納付金を減額したり、雇用率達成企業等が受け取る調整金、報奨金に加算を行う方法
- (3) 雇用率算定、納付金減額等とは別に何らかの経済的な奨励措置を講じる方法

2. 官公需における配慮

在宅就業に対する発注上の優遇措置を各地方公共団体に普及していく必要。国も、障害者基本計画を踏まえ、障害者の在宅就業への発注に際しての配慮について十分な検討を行っていく必要。

3. セーフティネットとしての支援団体の整備

支援団体は、在宅就業を営む障害者、発注元事業主の双方にとってのセーフティネットとして欠くことのできない存在であり、これを育成していく必要。

4. 在宅勤務の環境整備

障害者の在宅勤務の雇用管理に当たる者を配置するに当たっての助成措置を手厚いものとしていくことが考えられる。また、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(16年3月)の周知を図っていく必要。

5. 能力開発機会の提供

集合研修への参加が容易でないこと等による障害者の研修機会の制約を補うため、ITを活用した在宅での技能習得を実施していく必要。

6. 在宅就労コーディネーターの育成

請負、雇用といった就労形態にかかわらず、障害者の在宅での仕事のコーディネートを行う人材を育成し、その配置を支援していく必要。

録音図書の配信サービスが始まりました

全国の視覚に障害のある方々の点字図書・録音図書の貸し出しなどを行っている、(福)日本点字図書館と(福)日本ライトハウスは、自宅のパソコンからデジタル録音図書が聞ける「びぶりおネット」(※)の配信を、本年四月から開始しました。「びぶりお」(biblio)とは、ギリシャ語の「biblion」(書物)という言葉から派生したものです。

これまで録音図書の貸し出しは、図書館に足を運ぶか郵送で送ってもらう方法が主だったため、利用しにくかったり、聞きたい録音図書が貸し出し中で、借りるまでに時間を要するなどの不便さがありました。今回スタートしたこのネットでは、ブロードバンド接続が可能な環境が整っていれば、二十四時間、誰でも手軽に録音図書を入手することが出来ます。また同時受信が可能のため、聞きたい図書を他の人が利用している場合でも、待ち時間なく利用することが出来ます。

その他、①書名や著者名、出版社名など、関連する語句の文字を入力して検索が可能、②全文を聞くことはもちろん、「試し読み」や「部分的読み」ができるため、利用者個々の用途に合わせた幅広く

利用が可能、③図書選択の参考となるよう、新刊案内や利用状況のベストテン情報の提供などがあります。また、図書館からのお知らせを掲載することにより、利用者間の情報の共有化を実現できるなど、視覚に障害のある方の読書環境の充実に向けたサービスが整えられています。

サービスを利用できるのは、視覚に障害のある個人と盲学校や点字図書館など、著作権法で定める視覚障害者関係施設。利用に際しては、再生ソフト購入代、年間サポート料などが必要となります。

現在、両施設が所蔵する録音図書のうち、著作権者の許諾を得た録音図書約千タイトルの利用が可能ですが、今後は新刊図書なども利用できるよう準備を進めているということです。

※<http://www.nittento.or.jp/ROKUON/haishin.htm>

申し込み先

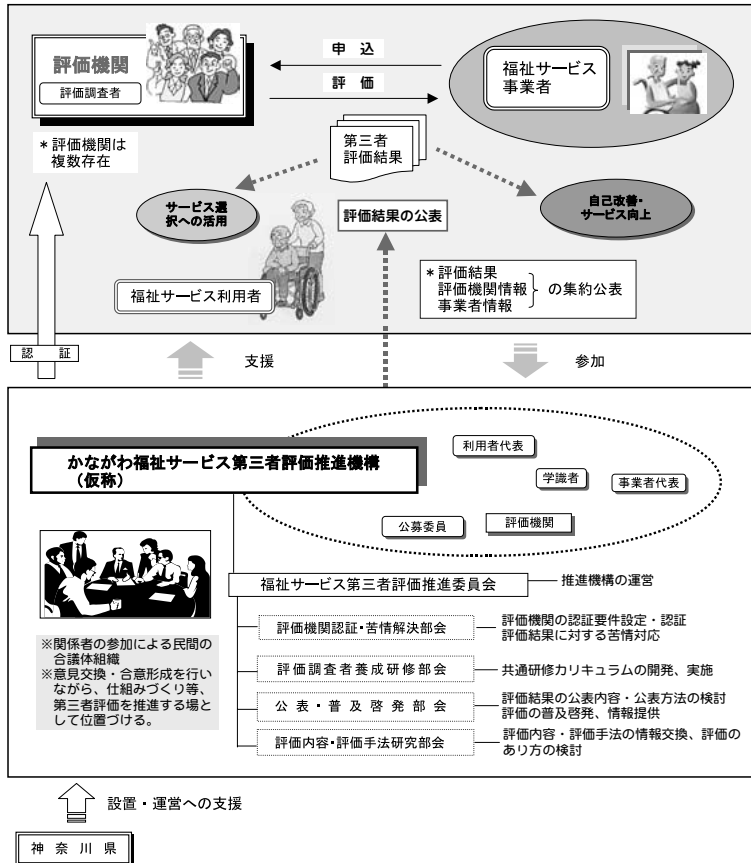
◆北海道・東北・関東・中部
地方にお住まいの方

日本点字図書館 図書情報課
☎03-3209-0241
FAX03-3209-2431

◆近畿・中国・四国・九州・
沖縄地方にお住まいの方

日本ライトハウス盲人情報文化センター 読者サービス係
☎06-6441-0017
FAX06-6441-0039

福祉サービス第三者評価推進のしくみ



県「福祉サービス第三者評価あり方検討会」の報告まとまる

本県における福祉サービス第三者評価の推進に向けて、昨年八月に設置された「県福祉サービス第三者評価あり方検討会（川廷宗之委員長）」では、この度、検討結果を報告書にまとめました。

報告書では、第三者評価の基本的な考え方や神奈川県らしいしくみづくりについて触れ、本県における第三者評価の中核的な推進組織として、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（仮称）」の設

置を提案しています。推進機構は、第三者評価の信頼性を確保するため、評価機関の認証や評価調査者の養成等を担うとされています。

本報告書を受けて、現在、本年六月を目途に、推進機構の設立に向けた準備が進められています。また、設立にあたっては、設立式典の開催が予定されています。

◆本報告書及び設立式典に関するお問合せは、県地域福祉推進課
☎045-210-4638まで

読者の声

—痴呆性高齢者とともに—

朝、顔を見るや否や「ご飯ちょうだい！昨日から何にも食べてない」と口にご飯粒をつけて話す方。

「外が明るいのにもったいない」と部屋中の電気を消そうとする方。

そんな訴えに、「では板前に作らせましょう」、「自家発電だから大丈夫ですよ」と声をかけるのが、痴呆専門棟での私の仕事です。

一口に痴呆症といっても、脳血管障害（脳卒中等）やアルツハイマー症など脳の病気からくるものや加齢に伴う物忘れ、それらが併発した混合型など、原因により症状も違います。加えて、時代背景や人生経験、思い出などが症状に現れてくるのが多く、十人十色の痴呆症があるといえます。

「女学校の同級生なの」と突然他の利用者に紹介されたり、スナックの店員と思われ、「今日はママどうしたんだ？」と問われたりと、役柄は多種多様。「嘘も方便」と言いますが、痴呆の世界ではご本人はもちろん、私も若返ったり年をと

ったりします。それぞれの世界に生きる登場人物を演じるのは、簡単なようでなかなか難しいのです。

そんな方々から、とても貴重な言葉を頂くこともあります。

「裸足で歩いたら冷たいよ」

「くしゃみしるけど風邪ひいたんやないね？」

車いすに座るのがやっと、毎晩オムツを脱いでは大声を出している方なのに。その気持ちが嬉しくてお礼をいうと、「あたり前やないね」と当然の口ぶり。いくら自分が大変な状況でも、他人を思いやることができる。「もう生きとってても仕方ない。何の役にも立たんし」と言う方に、「いつもあなたの言葉に救われているんですよ」と心の中で手を合わせる毎日です。

痴呆の世界には、現代社会で失われつつある大切なものが、あたり前に存在しています。

（北九州在住 みよしるるみ）

▶ 投稿をお寄せください ◀

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひろば

県内六割の施設が積極的に中高年を採用
―十五年度「人材確保に関する需要調査」から―

かながわ福祉人材センターでは、福祉施設の
人材確保に向け、職員の実情を把握するた
めの調査を例年実施し、基礎資料としてま
めています。昨年度の調査では、県内の民間
福祉施設（保育所・老人保健施設含む）千二
百六十五施設に調査を依頼し、四五％にあ
たる五百六十九施設から回答を得ました。

施設の職員数や保有資格、学歴などの基本
調査は次のとおりです（括弧内は前年数）。

【職員数】常勤職員数は平均二六・六人と
ぼ前年同様だった一方、非常勤職員は六・八
（四・〇）人、パート職員一〇・四（八・二）

人と、職員全体の三九・二％を占めている。

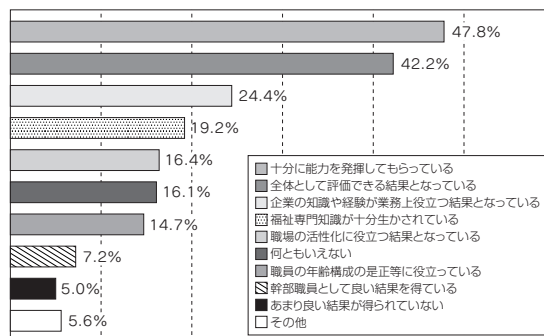
【保有資格】延べ二万七千六百六十四人が何
かの資格を有している。最も多かった資格
は、ホームヘルパー二級。次いで保育士、介
護福祉士の順。

【採用数】新規採用は、延べ三千六百六十七
人で、一施設あたり四・六（三・八）人と、
一昨年（十三年度）の四・七人にほぼ近い数
値に回復。採用者の学歴は、短大・専門学校
卒が減少し、大卒が伸びを示している。

【賃金】初任給平均は、大卒で十七万三千三
百八十四円、短大・専門学校卒は十六万三千
五百五十円（いずれも本俸）。増加に転じた前
年の調査から一転して減少傾向となってい

る。一方、パート職員の時給の全体平均につ
いては、前年より僅かながら増加に転じた。
昨年度はこの他、十四年度における四十歳
以上の中高年の雇用状況についても調査を行
いました。その結果、中高年を採用したこと
がある福祉施設は全体の六四・九％で、採用
理由については、「人物が優れ、福祉に適正を
得た人であったため」が四四・八％。次いで
「福祉の専門家として知識・経験が豊富」、「経
営上、非常勤・パートの採用にあたり中高年層
の採用がふ
さわしい」、

中高年を採用した結果（複数回答）



が分かりました。また、福祉分野の資格を持
ち業務経験がない中高年であっても、一般常
識・マナーやボランティアの経験、今日的な
福祉動向への理解があれば、採用が期待でき
るとの回答も得られました。

福祉人材センターではこうした結果を受
け、講座や職場体験の機会などを通じ、福祉
人材を確保していきたいと考えています。

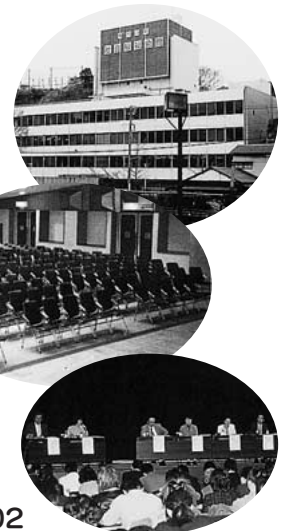
（福祉人材課）

会議、研修、研究、講演会等に

県社会福祉会館の多目的ホールをご利用ください!!

- 【場 所】〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2（横浜駅下車・徒歩15分）
- 【収 容】①シアター形式：約600名（内固定席3階81席）②スクール形式：約300名
※控え室もございます（使用料別途）
- 【利用対象】どなたでも利用できます。但し、営利目的や会館の主旨や設備維持等に適さ
ない場合はお断りする場合があります。
- 【利用日時】原則第三日曜日、年末年始、施設点検日以外の、9時～17時まで
- 【利用料】①全日：平日73,100円、休日100,400円 ②午前：平日35,900円、休日50,200円
③午後：平日44,500円、休日63,100円（機材等使用料別途）
※本会会員の場合減免が受けられます。また、入場料徴収の場合は別料金と
なります。
- 【申込み方法】①利用日の3カ月前から電話又は来館にて仮予約受付開始、②利用日前週木
曜日までに来館の上申込書を記入（FAX・郵送不可）

お問合せ…本会総務課 会館受付 ☎045-311-1421・FAX045-312-6302





第3回かながわシルバー美術展 出品作品募集!

仕事や家事もひと段落して、「何か新しいことに挑戦してみよう」、「忙しくてやめてしまったけど、また始めてみようか」と、絵画や写真などに取り組まれる高齢者の皆さん! 力作・秀作を紹介してみませんか? 初めての出品も大歓迎です。ぜひご参加ください!



- 【対 象】県内に居住する満60歳以上（昭和20年4月1日以前に生まれた人）で、アマチュアの方
- 【展示期間】9月14日（火）～19日（日）10時～19時（19日は17時まで）
- 【展示会場】藤沢市民ギャラリー
- 【応募〆切】8月10日（火）
- 【申 込 み】所定の応募票が必要となります。センターまでお問合せください（電話・FAXは上記に記載）

部門	規 格
日本画	①10号～50号。 ②要額装（額縁幅は3cm以内。アクリル可、ガラス、屏風、軸装不可）
洋画	①油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画 ②10号～50号（版画は10号未満可） ③要額装（額縁幅3cm以内。アクリル不可、ガラス可。油絵、アクリル画は、アクリルも可）
彫刻・工芸	①彫刻作品は最大高さ200cm×幅100cm×奥行100cm、重量は最大200kg ②工芸作品は、陶芸・染織・漆芸・金工・木竹工・人形・その他 ③立体の工芸作品は高さ60cm以内、平面（壁画含む）作品は50号以内 但し平面作品30号以上の作品は、額縁幅3cm以内 ④屏風は二曲とし、平面時サイズは高さ149cm×横140cm以内
書	①漢字、かな、調和体、前衛（篆刻、刻字を含む） ②額、枠、軸装いずれも1㎡以内とし、重量は5kg以内（表装仕上がり寸法） 縦形式は一边210cm横形式は一边181cm以内。ガラス不可 ③篆刻作品は印影のみ（39cm×30cm以内の額装で出品）
写真	①カラー、モノクロの四つ切（ワイド四つ切可）の単写真 ②作品は、壁面に展示できる状態で出品すること

かながわ長寿社会開発センター 平成十五年度事業報告

◆第十五回かながわ高齢者文化祭

九月二十七、二十八日、県社会福祉会館ほかで開催。健康生きがいがづくりや世代間交流などのイベントに千人の参加者がありました。

◆第二回かながわシルバー美術展

昨年を大幅に上回る三百三十六点の出品から、審査の結果、二百六十一点を九月十二日から十四日まで、アートガーデンかわさきに展示しました。

◆全国健康福祉祭への選手団派遣

十月十八日から二十一日に徳島県で開催された全国健康福祉祭徳島大会に、十二種目、九十七名選手団を派遣しました。

◆健康生きがいがづくりの情報提供

ホームページや本紙で、情報面から高齢者の健康生きがいがづくりを支援したほか、インターネット・パソコン初心者講習会を開催しました。

◆シニアの仲間づくり支援

仲間づくりやグループ活動についての相談対応、アドバイザーの派遣を行うとともに、シニアのグループ活動調査を行い、活動事例集としてまとめました。

新着図書・資料

図書

読んでみよう!

★子供たちからの警告

いま、家庭も社会も病んでいる

(市川隆一郎、相模書房)

一九八一年から二〇〇三年まで「厚生福祉」コラム欄に掲載された、子どもに関する様々な話題や子どもたちからのSOS、メッセージをまとめたもの。

★社会福祉のゆくえを読むく介護保険見直し・保育制度改革・支援費制度(伊藤周平、大月書店)

★改訂2版実務やさしい社会福祉法人の消費税(辻・本郷税理士法人、全社協)

★あなたが始めるデイサービスく実践編(三好春樹、雲母書房)

★変革期の障害福祉を生きるく娘に育てられて(酒井喜和、ぶどう社)

★暮らしバッチリ主役はあなた!く支援費を上手に使う(全日本手をつなぐ育成会)

★新しい時代の社会福祉施設(改訂版)(今村理一、ミネルヴァ書房)

★福祉くミニシティ形成の技術(稲葉一洋、学文社)

資料

★価値あり! ★ふれあい子育てサロンの転換期における課題整理く平成15年度報告書(岡山県社協)

★全社協のモデル指定を受け、県下での取り組みの状況や参加者アンケート調査集計、展開期における課題・留意点についてまとめた報告書。

★平成15年度民間社会福祉事業従事者等海外研修報告書(同編集委員会)

私のおすすめの一冊

「自立をめざす村〜一人ひとりが輝く暮らしへの提案〜長野県栄村」
高橋彦芳・岡田知弘 著

全国の市町村が合併問題にゆれている。一方で、本来の「地方自治

の在り方」を考えてみようという機運も、広域行政を推進する国の方針と対置する形で盛り上がっている。本書は、自治体の方針と具体的な活動を組織し「村」としての存在感を村民と共有している行政施策を、村長自ら執筆している。住民自治と村民の創意を集結することで「村の再生を賭ける」思いが伝わってくる。村民一人ひとりの生きがいと連動させて町の再生を試みられることは、地域福祉を実践してきた私にとって、住民参加の内容や住民による政策提言の可能性が見えて大変感動する一冊である。



2002年刊
自治体研究社・1,155円(税込)

「福祉資料室」をご利用ください!

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間: 月〜金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時〜17時

◆問合せ: ☎ 045-311-8865
FAX 045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

〜「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください!〜

★第42回社会福祉研究発表大会レジュメ集(本会)

★障害者自立生活フォーラム報告集(N)

★神奈川県障害者自立生活支援センター

★消費生活相談員による介護保険苦情事例調査報告書(社)全国消費生活相談員協会

★歯(口腔)の健康についてくモニター結果報告書(全国老人クラブ連合会)

★わが国の身体障害児・者の現状く平成13年身体障害児・者実態調査結果報告書(障害者福祉研究会、中央法規)

★身体障害者補助犬の菜(アシスタント)ドッグ育成普及委員会

★知的障害者施設における苦情解決のあり方(日本知的障害者福祉協会)

★オンライン計画推進委員会まとめく同計画基本構想(城山学園)

★連絡協のあゆみく創立20周年記念誌(茅ヶ崎市地区社協連絡協議会)

★茅ヶ崎市地区社協連絡協議会

今月のいちおし クリック!

「旅とぴあ北海道」のホームページをご紹介します

障害の有無や年齢、性別、国籍に関係なく、誰もが安心して出かけられる旅の企画とツアーを実施している、北海道のNPO法人が運営するサイト。交流ツアーのほか、個人や団体などのツアーコーディネーターも行っています。また、介助が必要な場合は、トラベルボランティアが同行してくれるサービスがあります。(旅費とは別途費用が必要となります)。



<http://www.tabitopeer.org/>

Information

役員会の動き

◇理事会 4月19日・①正会員入会申し込み、②各種委員会委員の選任、③本会介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付規程の一部を改正する規程(案)、④任期満了に伴う理事の推薦、⑤任期満了に伴う監事の推薦、⑥任期満了に伴う評議員の選任、⑦任期満了に伴う各種委員会委員の選任について

◇新会員紹介

【経営者部会】(福東の会、福子の神福祉会、(福)悠々倶楽部、(福)小田原支援センター

1 【施設部会】ケアハウスみたけ、ひよこ第2保育園、しゃんぐりらベビーホーム、しゃんぐりら、富士見プラザ、こどものいえもも保育園、ライフステージ悠トピア、小田原アシスト、オランジェ

財団法人社会福祉財団社会福祉助成

◇対象 県内の①障害者又は高齢者の当事者・法人団体、地域作業所・授産施設、②障害者又は高齢者福祉支援ボランティア、ホームヘルプサービス組織等
◇助成金額 機器設備・購入費、事業活動費30万円限度、事業運営経費10万円限度

◇〆切り 5月31日(月)必着

◇問合せ 財団法人社会福祉財団

☎ 045-714-1339

FAX 045-714-1340

財光之村研究・研修費助成

◇対象 県内を活動拠点とする障害福祉、高齢福祉の直接処遇職員又はそれに継続的に関わる者で、年間5回以上の定期的な会合、集会をもって、自主的な研究・研修活動を行う非営利のグループ(団体業務として行わなければならないもの、単一の講演会、活動全体への助成、所属団体からの助成が可能なものは対象外)
◇助成金額 1グループ5万円限度(物品購入は不可)

◇〆切り 6月30日(水)必着

◇問合せ 財光之村

☎ 045-671-8214

障害者雇用支援月間ポスター原画募集

◇主旨 9月1日～30日までの障害者雇用支援月間の啓発と理解促進に向けた絵画・写真ポスター原画の募集
◇応募作品 ①絵画、②写真 ※応募様式・応募方法はお問い合わせください。また作品は未発表のものに限ります

◇テーマ ①働くこと、または仕事に係のある内容のもの、②障害者の仕事にスポットをあて、障害者が働いている姿を撮影したもの

◇応募資格 ①障害のある児童・生徒又は絵画を描くことを職業としていない障害者、②写真撮影を職業としていない方(健康者を含む)

◇〆切り 6月23日(水)当日消印有効

◇問合せ 独 高齢・障害者雇用支援機構企画啓発部啓発課

☎ 03-5400-1162

FAX 03-5400-1163

アクティブフォーラム2004

◇内容 「福祉を支える技術とサービス、あなたが選ぶぐらし・いきかた」をテーマに、福祉業界関係者を対象とした企業商品・サービスの出展や、福祉分野を中心とした最新技術の紹介等(入場無料)
◇会期 7月1(木)～3(土)10時～17時
◇会場 パシフィコ横浜展示ホール、アネックスホール

◇問合せ 同組織委員会事務局

☎ 045-221-2158

FAX 045-221-2136

寄付金品あつがらぐらつまった

【一般寄付金】▽田中良平▽広瀬公子▽脇隆志(交通遺児支援基金)▽神奈川県自動車整備振興会南・港南支部【としき基金】▽恩賜財団済生会若草病院▽日本信販(株)横浜支店、横浜南支店▽いずみ会連合会▽県立小田原城内高等学校▽富士シテイオ(株)FUI相模大野店▽(株)フジフード焼肉レストランベゴ渋谷店▽マチバナボウル▽矢島章穂▽沼倉清治(計一、四六、一三六四)
【寄付物品】▽村経営労務総合事務所▽神奈川県定年間題研究会▽横浜公共職業安定所雇用保険適用課適用係▽横浜ユニアイ協会(敬称略)

NTTファシリティーズ

社会福祉施設の企画、設計・監理、リニューアルから維持管理まで総合的に施設づくりをお手伝いします。

東京都港区芝浦3-4-1

☎ 0120-72-73-74

TEL 03-5444-5000

E-mail: info@ntt-f.co.jp

http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区福浦 2-1-12

営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902

制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1598

http://www.kki.co.jp/

豊かな生命をどう育んでいくか ①

前回は、地域社会に潜む新たな福祉問題を整理しながら、その背景や問題点を考えました。

今回から二回は、子どもをめぐる新たな福祉課題に取り組む方々をご紹介します。支援のあり方について考えてみたいと思います。第一回目の今回は、最近大きな社会問題となっている「児童虐待」について、「NPO法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」(以下、CMPN)の理事長で内科医の山田不二子さんにお話を伺いました。

児童虐待をめぐる動向

平成十四年度、本県の児童相談所で受付けた虐待相談は千七百四十六件(県所管八百六十二件、横浜市五百五十件、川崎市三百三十四件)。その多くは、身体的虐待やネグレクト(注)で、ついで心理的虐待、性的虐待の順となっており、緊急対応を要するケースが増加していることがうかがえます。

年々増加傾向にある児童虐待ですが、この要因の一つには、十二年度の「児童虐待防止等に関する法律」の施行(本年四月に改正法が成立)があります。児童虐待の防止や発見時の通告義務などが定められたこの法律により、児童虐待は大きな社会問題と認識され、都道府県や政令指定都市では児童相談所の体制整備や里親制度の充実、地域小規模児童養護施設の拡充、市町村における児童虐待防止に向けたネットワークの構築など、

発生育防や早期発見・早期対応、適切な保護と自立に向けた対策がすすめられています。

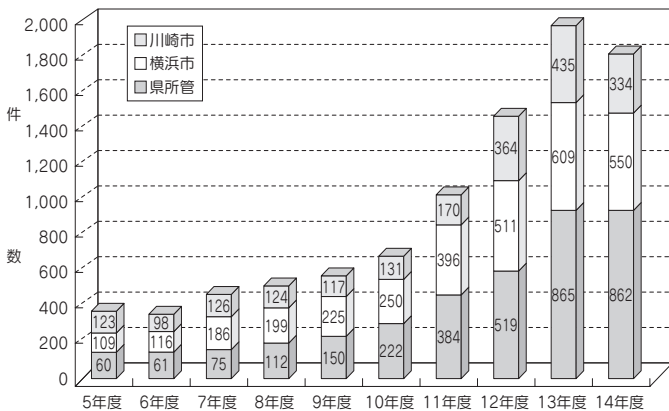
民間の力でネットワークを発足

CMPNは、児童虐待やネグレクトの防止・対応の促進・普及のほか、民間及び公的機関の専門職の連携を深め、児童の人権擁護、健全育成を図ることを目的とした、伊勢原市・秦野市を中心に活動するNPO法人です。

「平成九年に秦野市内で、母親が生後間もない子どもを溺死させてしまうという痛ましい事件がありました。それまで、都道府県と市町村が分業で実施していた乳幼児健診を、市町村が全面的に担うこととなった矢先の出来事だっただけに、大変なショックを受けた担当の保健師が二度と再発させてはいけないと、翌十年の四月に私のクリニックに今後の対策について相談にこられたのです。ちょう

どその頃、私自身も学校医の仕事や乳幼児健診などを通して、障害を持ったお子さんたちの支援において、医療・保健・福祉・教育とが互いの壁を越えて協力ができていないことを問題視し、関係機関が連携する地域のネットワークを作ることが急務だと感じていたところでした。そこで、児童虐待防止に向け、地域の保健所や児童相談所、病院、児童福祉関係者が集まる検討会を開催したのがきっかけとなり、CMPNが発足。十三年には、県内初の児童虐待防止を目指すNPO法人として認証を受けました」山田さんは話します。

本県内児童相談所における虐待受付件数推移



なぜ虐待は起ってしまうのか

CMPNでは、伊勢原市と協働で電話相談「虐待防止かながわ」を運営しています。相談は月・水・金曜日の午前十時から午後一時。八人の電話相談員が交代で相談にあたっています。

「約八〇九割は母親からで、悪いとは分かっているつもりでイライラしてあたってしまう、叩いたりいじめてしまう、かわいいと思えないなどの相談があります。CMPNでは、電話相談の全ての事例についてケース会議を開催し、電話相談員全員で個別支援を検討しています。その結果、緊急性や重要度が高く、通告を視野に入れた対応を検討しなければならぬケースも少なくないのが現状です。児童虐待は経済的問題や親の心理的問題、育児状況など、家庭や親自身をめぐる様々な問題が複雑に絡み合っており起ります。また、日本人の勤勉さも要因の一つとなっているという考え方もあります。これは、社会進出で自己実現を果たした女性が、同じように子育てを通じて自己実現を果たそうと育児に専念する一方で、思い通りにいかないと悩み、客観的に自分の子育てをみることができない状態に陥った末、虐待に至ってしまう

ひと・ネットワーク 139

街に「心のバリアフリー」を
広めよう

青葉バリアフリーサポート21(ABS21)代表
横浜市市民活動支援センター運営協議会委員
三竹真知子



ABS21は、青葉区及びその周辺地域で、
障害の有無を問わず安心して暮らせる街づく
りを進めようと、青葉区社協との共催で、障
害のある人やシニアスタッフ20名がアクセシ
ビリティに配慮したホームページ(※1)の運営・
管理・制作に取り組んでいます。

2000年秋から制作を始めた「あおばバリア
フリーマップ」(※2)は、車いすやT字杖、白杖
のスタッフが街を歩いて、コツコツと取材し
た情報を掲載しています。バリアフリーとい
うと車いす利用者の情報と捉えられがちです
が、実際歩いてみると杖の人には不都合な所
もあり、説明文を充実することにしました。
多目的トイレも視覚障害の人には配慮されて
いません。洗浄方法を例にとると、レバーや
紐、床のボタン、センサー、自動洗浄など。
さらに、設置位置に規則性がないため使い勝
手が悪く、高齢者や子どもにも不便です。

青葉区は地形的にバリアが多く、解消は難
しいため、人の心のバリアフリーを広めよう
ということになりました。知らないからふれ
あえない、だからお互いを知る機会を作ろう。
相手を理解すれば共感でき、何かしてあげら
れる。「ハードがだめでもハートがあれば何と
かなりそう！」マップ制作を通して、街の人々
とのコミュニケーションも増えてきました。

活動を通して、障害のある人たちが目的を
持って社会に働きかけ、障害経験が地域社会
に役立つことを知り、生きがいにつながり、
趣味の世界や自治会活動などに広がってきま
した。今年、「青葉台地区福祉のまちづくり
重点推進地区準備会」が発足し、街の人々と一
緒に福祉の目で見えるまち歩きを予定。すで
に取材協力店舗が名乗り上げてくれています。

誰もが障害を持つことになる超高齢社会を
控え、ノーマライゼーションを遂行していく
ためのキーワードは、「心のバリアフリー」な
のではないのでしょうか。

(※1) <http://www.ran.sakura.ne.jp/~abs21/index.html>

(※2) 青葉区社協で頒布中(300円)。☎045-972-8836

ことがあるということですが」
児童虐待を解決していくために
そう問題点を指摘する山田さん。
最後に、児童虐待の未然防止、あ
るいは解決に向け、最も大切な事
柄をまとめていただきました。
①児童に関わる全ての人が、子ど
もの福祉(ウェルフェア)だけで
はなく、「子どものウェルビー
ング(生命・健康・健全な成長発
達・福祉・教育・人権等の総体)
を最優先にする」という基本原理
を共有すること
②相談機関等が子育て中の家庭に
支援を行う場合、子どもより声の
大きい親の意見を優先しがちな
る。これは裏を返せば、声の小さ

い者、立場の弱い者を軽視するこ
とにつながり、その結果、親の自
己正當化を鵜呑みにしたり、親の
方に同情したりして、子どもが受
けている被害を否認することとな
る。援助者は、児童虐待に対する
「否認」を克服すること
③児童虐待は、単独の機関や職種
だけで解決することは絶対にでき
ない。医療や福祉、教育、警察、
司法などの関係者が密接に協力
し、隙間のない支援体制(ネット
ワーク)を作っていくこと
④虐待をきちんと診断するための
診断学の確立。専門性のある人材
を養成するための仕組みづくり
(注) 児童の成長発達に必要な世話や愛情
を与えなかったりすること

児童虐待に関する相談窓口(本県内)

名	称	☎
1	子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク虐待相談かながわ	0463-90-2260
2	子ども人権ホットライン	0466-84-1616
3	子どもの人権擁護ネットワーク	0427-42-4698
4	北里大学CAPS	0427-78-8438
5	県立子ども医療センター	045-711-2351
6	よこはま子ども虐待ホットライン	0120-805-240
7	川崎市児童虐待防止センター	044-738-0950
8	川崎市人権オンブズパーソン子どもの人権侵害	0120-813-887
9	神奈川県中央児童相談所	0466-84-1600
10	神奈川県横浜須賀児童相談所	046-828-7050
11	神奈川県小田原児童相談所	0465-32-8000
12	神奈川県相模原児童相談所	042-750-0002
13	神奈川県厚木児童相談所	046-224-1111
14	横浜市中心児童相談所	045-331-5471
15	横浜市中心児童相談所	045-831-4735
16	横浜市中心児童相談所	045-948-2441
17	川崎市中心児童相談所	044-877-8111
18	川崎市中心児童相談所	044-244-7411
19	女性・子どものための相談電話(神奈川県警)	045-651-4473
20	子どもの人権相談(横浜弁護士会)	045-211-7700
21	子ども人権110番(横浜地方検察局人権擁護課)	045-212-4365

※お住まいの地域の福祉事務所や児童養護施設などでも相談を受けています

情報やご感想をお寄せください!

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2「県社協企画課タイムズ係」
☎045-311-1423 FAX045-312-6302 e-Mail: kikaku@jinsyakyo.or.jp



住民手作りの支えあい・ふれあいの拠点

岡崎地区町内福祉村 おかざき鈴の里（平塚市）

平塚市では、地域住民が互いに支えあう環境を作ろうと、行政と住民の協働による「町内福祉村」の整備を進めています。

拠点整備や活動費の援助、情報提供などを行政が行い、地域住民が主体となって活動を行う町内福祉村は、高齢者や子どもたちなどへの支援活動を通じて、地域の方々の交流を深めることのできる活動拠点です。

今回はその一つ、平塚市北西部に位置する岡崎地区の活動拠点、「岡崎地区町内福祉村 おかざき鈴の里」（以下、鈴の里）の土田会長に活動の様子をお伺いしました。

できる時・できる人が楽しく支える

市内五番目の拠点となる鈴の里が開所したのは、本年二月のこと。

「市が主催の地域福祉を考えるワークショップ」がきっかけとなり、開所に向けたワーキンググループが結成され、準備が進められました。メンバーの公募には、地域から七十名もの応募があり、六カ月間に五十回以上もの話し合い

がもたれ、自分たちの地域に足りないものや必要なもの。そして、それを支援していくための活動拠点をどんなものにしていくのか。その一つひとつについて、時間をかけ話し合いました」と土田さん。地区の方々の積極的な取り組み



「ふれあいサロン」からは近隣の方々の楽しい笑い声が絶えることがありません

から生まれた鈴の里。その熱意は、地域の篤志家が福祉村の主旨に賛同し、建物を新たに建設してくれたというお話からもうかがい知ることができます。

「岡崎地区は市内でも比較的広い地域で、約一万人、三千三百世

帯が暮らしています。鈴川が流れている田園風景の広がる中に、新興住宅が混在するという環境です。鈴の里では、登録していただいて約百二十名の住民ボランティアによって、高齢者の『ふれあいサロン』や子育て中のお母さんたちが集える『子育てサロン』を運営するほか、ゴミ出し、外出時の付き添い、庭の手入れ、大工仕事など、在宅での困りごとのお手伝いなどもしています。また最近では、犯罪から子どもたちを守り、小・中学校の登下校時の見守り活動や住民相互の関係づくり役立てようと、挨拶を交し合う『声かけ運動』や、鈴の里から遠い所にお住まいの方々のために、自治会館での出前サロンの開催など、様々な活動が広がってきています。反面、本当に利用して欲しい方にはまだまだ情報が伝わっていないとも感じていますので、今後はより積極的に住民に周知しながら、特定の方だけでなく、地域に住む皆さんが気軽に利用できる場所にしていきたいと思っています」と語ってくださいました。

（企画課）

岡崎地区町内福祉村 おかざき鈴の里
TEL 0463-58-1807
FAX 0463-58-1809
URL www.son-net.ne.jp/okafkn

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808

TEL 03(3449)1771(代) / FAX 03(3449)1772

E-mail: BCH12011@nifty.com



入所更生施設（藤沢市）



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください